

議案第百号

三朝町農林振興審議会設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町農林振興審議会設置条例の一部を改正することについて
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により
本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出 雅己

写

昭和四拾四年九月九日原案可決

三朝町議会議長

矢田 秀雄

三朝町条例第

号

三朝町農林振興審議会設置条例の一部を改正する条例

三朝町農林振興審議会設置条例（昭和三十六年三朝町条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「農業及林業」を「農業及び林業」に、「（以下審議会という）」を「（以下「審議会」という）」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 審議会は、委員十五人以内をもって組織し、次に掲げるもののうち

から町長が委嘱する。

- | | | |
|---|----------|----|
| 一 | 町議会議員 | 二人 |
| 二 | 農業協同組合理事 | 二人 |
| 三 | 森林組合理事 | 二人 |
| 四 | 農業委員会委員 | 二人 |
| 五 | 財産区管理会委員 | 三人 |

六 学識経験を有する者 四人

又 委員の任期は三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四条第三項中「予め定めた委員が」を「あらかじめ定めた会長代理が」に改める。

第五条中「会長が議長とする」を「会議の議長となる」に改める。

第六条第二項中「当る」を「当たる」に改める。

第七条中「外」を「ほか」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。